

# 日本学術会議会員候補者の任命拒否に抗議する会長声明

2020年（令和2年）10月22日

兵庫県弁護士会

会長 友 廣 隆 宣

- 1 日本学術会議が、日本学術会議法（以下「法」ともいう）に基づき選任されるべき会員105名について、同数の会員候補者を推薦していたところ、本年10月1日、菅義偉内閣総理大臣は、うち6名の任命をしなかった（以下「本件任命拒否」という）。

本件任命拒否について、日本学術会議の会員が特別職の国家公務員とされているところ、政府は、公務員の選定罷免権が国民にあること（憲法15条1項）、などを理由に「人事を通じて一定の監督権を行使することは法律上可能である」として、内閣総理大臣には推薦のとおり任命する義務はないとし、総合的・俯瞰的観点に立った任命拒否と説明する。

- 2 しかし、本件任命拒否は、日本学術会議法に違反するとともに、日本学術会議が独立して職務を行うことを妨げ、研究者の学問の自由（憲法23条）を侵害するおそれがあり、ひいては法が目指すわが国の学術、研究の進歩、発展を阻害するものであり、到底容認することはできない。

- 3 日本学術会議は、1949（昭和24）年1月、「科学が文化国家の基礎であるとの確信に立って、科学者の総意の下に」、「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与する」ことを目的として設立され（法前文）、「わが国における科学者の内外に対する代表機関」（同法2条）として、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること等の職務を「独立して」行い（同法3条）、科学の振興、技術の発達、科学者養成等につき政府に対して勧告する権限を有している（同法5条）。日本学術会議を組織する会員数は210名と法定されている（同法7条1項）。

- 4 上記目的と活動を保障するため、法制定当初は、日本学術会議の会員は、科学者による直接選挙で選出するものと定められており（昭和58年改正前旧法第4章）、内閣総理大臣の任命行為などそもそも予定されていなかった。また、会員の退職には、病気などのほか、会員として不適当な行為がある場合でも、日本学術会議の総会での議決を要件とし（同旧法25条、26条）、その選任から退職に到るまで、人事の自律性が徹底して保障されてきた。

そして、このように日本学術会議の会員人事についての自律性を保障する諸規定は、学問の自由（憲法23条）並びにそれを担保するための大学の自治に相当する研究者集団の自律的活動の保障に基づく規定であり、これらの規定により、日本学術会議は政治権力などに影響されない独立した活動が保障され、学術、研究成果のみに依拠した政策提言、たとえ時の政府の方針に反していても政府や社会に対する自由な意見の表明、政府への勧告などが可能となるのである。

- 5 昭和58年改正によって、会員の選任方法が日本学術会議による推薦に基づく任命へと変更されたが、日本学術会議の位置づけや活動の独立性は一切変更されておらず、学問の自由に依拠した人事の自律性の内容も同法制定当時から些かも変更されていないと解するのが当然である。

すなわち、「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績

がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする」（法17条）と規定され、会員を選考する権限は日本学術会議にあることが明記されるとともに、候補者を適正、公正に選出するための規則の制定も日本学術会議の権限として明記されている（法28条）。なお、「内閣府令」では、候補者の推薦手続として提出する書類へ記載する事項を候補者氏名と任期とだけ規定し、内閣総理大臣に「研究又は業績」に関する情報を提供する規定となっていない。

そして、任命に関しても「会員は、第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（法7条2項）と規定しており、あくまで推薦に「基づき」任命することが求められている。

更に会員の退職規定では、病気などによる辞職も「日本学術会議の同意」を要件とし（法25条）、会員として不適当な行為があつての退職でも、「日本学術会議の申し出に基づ」くことが必要であり（法26条）、法制定当時と同様に徹底して人事の自律性が保障されている。

昭和58年改正における国会審議でも政府委員や中曽根総理大臣（当時）は、法7条2項の「任命」が形式的行為であることを繰り返し明確に認めていた（昭和58年5月12日参院文教委員会）。特に、同日の文教委員会で中曽根内閣総理大臣は、学問の自由との関係で日本学術会議の独立性の保障と任命行為が形式的行為に止まる点を説明していたことは重要である。

6 これに対し、政府の主張は学問の自由との整合性の検討を全く欠いている。また、そもそも政府が主張の根拠とする憲法15条1項についての定説的理解では、憲法上明記された場合以外の公務員に対する国民の選定罷免権をいかに具体化するかは、公務の種類、性質を考慮して国会が決定すべき、と解しており、あくまで当該法律により決定されるところ、法に定める「任命」が形式的行為であることは前述のとおりである。

7 なお、上記のとおり、内閣総理大臣の任命に実質的判断権限はないから、本件任命拒否の理由如何でその違法性は左右されないが、仮に、その裁量による任命を認めれば、会員の任命の理由は具体的に説明されず人事の透明性は到底期待できないことは今回の事態で明らかになった。その結果、従前、政府に批判的な言動を行ってきたという理由だけから任命を拒否されることも手続的には排除できず、正に人事を通じて日本学術会議を監督することで、その独立性が奪われ、法が実現しようとした政治権力から自由で独立した活動が保障され得ないことは明らかである。

そして、手続上政府に批判的な特定の研究者をその研究内容によって選別する余地を認めることは、明治憲法下での瀧川事件、天皇機関説事件などの学問の自由弾圧の歴史に鑑みても、全ての研究者への萎縮効果を及ぼし学問の自由自体を侵害するのみならず、その結果、わが国の学術と研究の発展に甚大な悪影響を及ぼすことを深く憂慮するものである。

したがって、この問題は、研究者による優れた学術や研究の成果を享受してきた私たち全ての市民にとっても重大な問題である点を強調したい。

8 以上、当会は、今回の任命拒否について、日本学術会議の独立性保障、ひいては学問の自由の保障の観点から、強く抗議するとともに、速やかに当初の推薦のと通りの6名を任命をするように求める。